

(10) 「留学」等により渡航した学生に係る単位認定の取扱いについての内規

本学の学生が、外国の大学等へ「留学」または「休学」の承認を得て渡航したことと併し、当該学生が本学において履修中であった授業科目（以下「科目」という。）の履修が中断した場合の当該科目の単位認定の取扱いについては、次のとおりとする。

第1条 適用対象の科目

渡航しようとする年度に履修中であった科目で、帰国した年度において継続履修を希望する科目とする。

第2条 中断期間

渡航による履修の中止期間が原則として1年以内の場合であること。

第3条 渡航先

外国の大学、あるいはそれに準ずる高等教育機関で教授会が承認したもの。

第4条 適用の申請

継続履修を希望する学生は、渡航前に「留学」等のため「休学」する旨を、継続履修を希望する科目担当者に連絡する。

2 帰国後2週間以内に、履修を中断した科目のうち継続履修を申請する科目について、所属学部長に継続履修の承認を別紙様式1により申請する。

第5条 申請の承認

前条に基づき継続履修の申請があり、その継続履修を所属学部長と担当教員が承認したときは、当該学生に継続履修の承認書を別紙様式2により交付するものとする。

第6条 単位の取扱い

前条により、継続履修を当該学部長が承認した科目の単位については、次の各項に該当する場合に限り、単位認定を行うことができるものとする。

- (1) 当該科目を履修した期間が、中断前と中断後の期間を合算して、中断しない場合の所定の履修期間と同等以上であること。
- (2) 当該科目の履修について、中断しないで履修し、単位認定したものと同等以上の教育効果が得られたものと判断される場合であること。

第7条 規程の変更

この内規の改廃は、大学教授会の議を経て行う。

附 則

この取扱いは、1993年4月1日から施行する。

別紙様式1 (略)

別紙様式2 (略)